

各地方整備局長等 あて

国 土 交 通 事 務 次 官

「土木設計業務等委託契約書の制定について」等の一部改正について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）については、契約・取引の対等性の確保・明確化等を目的として、平成22年7月26日の中央建設業審議会においてその改正が決定されたところであり、これを受けて、国土交通省の直轄工事（港湾空港関係を除く。）において使用する契約書についても、「「工事請負契約書の制定について」の一部改正について」（平成22年9月6日付け国地契第19号）等により所要の改正を行ったところである。

こうしたことを受けて、今般、国土交通省が発注する建設コンサルタント業務等（港湾空港関係を除く。）において使用する契約書についても下記のとおり一部改正を行い、平成22年11月1日以降に入札手続を開始する業務から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）の一部改正

別冊土木設計業務等委託契約書中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「甲乙間」を「発注者と受注者との間」に、「かし」を「瑕疵」に改める。

頭書3中「消費税」の次に「及び地方消費税の」を加え、注書きを削る。

頭書本文中「当事者」を「発注者及び受注者が」に改める。

第1条第1項中「(以下「甲」という。）」及び「(以下「乙」という。）」を削り、第4項及び第11項中「甲乙協議」を「発注者と受注者との協議」に、第7項中「支払」を「支払い」に改める。

第4条第1項本文中「一」を「いずれか」に改め、第3号中「支払」を「支払い」に改める。

第6条第1項中「本条」を「この条」に改める。

第9条第2項第4号及び第15条中「契約」を「この契約」に改める。

第17条中「甲乙協議」を「発注者と受注者との協議」に、「責」を「責め」に改め

る。

第18条第1項本文中「一」を「いずれか」に改め、第1号中「除く。）」の次に「。」を、第2号から第4号までの規定中「こと」の次に「。」を加え、第5号中「生じたこと」の次に「。」を加え、第2項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第19条中「本条」を「この条」に改める。

第20条第1項中「責」を「責め」に改める。

第22条第1項中「責」を「責め」に改め、同条に第2項として次の1項を加える。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条第2項中「あるときは、」の次に「延長する履行期間について、」を加える。

第24条第1項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改め、第2項中「あつては、甲」を「あつては発注者」に、「あつては、乙」を「あつては受注者」に改める。

第25条中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改める。

第27条及び第28条第2項中「責」を「責め」に改める。

第28条第3項注書き中「本項」を「この項」に改め、第4項中「甲乙協力」を「発注者及び受注者は協力」に改める。

第29条第1項中「甲乙双方の責に」を「発注者と受注者のいずれの責めにも」に改め、「もの（以下」の次に「この条において」を加え、「本条」を「この条」に改め、第2項中「前項の損害」を「同項の損害」に、「本条において同じ」を「この条において「損害」という」に改め、第4項中「以下」を「第6項において」に改め、第6項注書き中「本条」を「この条」に改める。

第30条第1項中「第21条まで、第23条」を「第23条まで」に改め、「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改め、第2項中「前項の業務委託料」を「同項の業務委託料」に改める。

第31条第4項中「支払」を「支払い」に改める。

第32条（見出しを含む。）中「支払」を「支払い」に改め、第3項中「責」を「責め」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

第34条中「支払」を「支払い」に改め、第4項中「本項」を「この項」に改める。

第35条第1項中「支払」を「支払い」に改める。

第36条中「支払に」を「支払いに」に改める。

第36条の2第3項中「前項の確認」を「同項の確認」に改め、第5項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改め、第7項中「支払」を「支払い」に改める。

第37条第3項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改める。

第37条の2第1項中「支払の」を「支払いの」に改める。

第37条の3中「支払」を「支払い」に改め、第1項中「第34条及び」を「同条及び」に、「本条」を「この条」に改め、第2項中「前項の規定」を「同項の規定」に改め、第3項及び第4項中「第1項の規定による」を「同項の規定による」に改め

る。

第37条の4第1項及び第2項本文中「支払」を「支払い」に改め、第2項式中「前年度」を「前会計年度」に改める。

第38条第2項及び第39条第1項中「支払」を「支払い」に改める。

第41条中「責」を「責め」に、「支払」を「支払い」に改める。

第41条の2第1項中「第8条第1項」を「第8条」に改める。

第42条第1項本文中「一」を「いずれか」に改め、「するときは、」の次に「この」を加え、第2号中「責」を「責め」に改め、第4号中「契約の」を「この契約の」に改め、第5号中「契約」を「この契約」に改め、第5号の次に第6号として次の1号を加える。

六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第42条第2項中「契約」を「この契約」に改め、第3項中「前項の」を「第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された」に改め、「担保をもって」の次に「前項の」を加える。

第43条中「契約」を「この契約」に改める。

第44条中「契約」を「この契約」に改め、第1項本文中「一」を「いずれか」に改める。

第45条中「契約」を「この契約」に改め、第3項中「甲乙協議」を「発注者と受

注者とが協議」に改める。

第46条中「契約」を「この契約」に、「支払」を「支払い」に改め、第4項中「本条」を「この条」に改め、第5項本文中「本項」を「この項」に改める。

第49条第1項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改め、「その他」の次に「この」を加え、「甲乙それぞれが」を「発注者と受注者とがそれぞれ」に改め、第3項の次に第4項として次の1項を加える。

4 発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

〔注〕 第4項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。

第50条中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改める。

2. 「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）の一部改正

別冊建築設計業務委託契約書中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「甲乙間」を「発注者と受注者との間」に、「かし」を「瑕疵」に改める。

頭書本文中「当事者」を「発注者及び受注者が」に改める。

第1条第1項中「(以下「甲」という。)」及び「(以下「乙」という。)」を削り、第4項及び第10項中「甲乙協議」を「発注者と受注者との協議」に、第6項中「支払」を「支払い」に改める。

第4条第1項本文中「一」を「いずれか」に改め、第3号中「支払」を「支払い」に改める。

条文(A)第7条中「本条」及び「第7条」を「この条」に改める。

条文(B)第7条中「本条」及び「第7条」を「この条」に改め、「以下、第7条から第10条」の次に「まで」を加える。

第14条第2項第4号及び第17条中「契約」を「この契約」に改める。

第19条中「甲乙協議」を「発注者と受注者との協議」に、「責」を「責め」に改める。

第20条第1項本文中「一」を「いずれか」に改め、第1号中「除く。)」の次に「。」を、第2号から第4号までの規定中「こと」の次に「。」を加え、第5号中「生じたこと」の次に「。」を加え、第2項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第21条中「本条」を「この条」に改める。

第24条第1項中「責」を「責め」に改め、同条に第2項として次の1項を加える。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第25条第2項中「あるときは、」の次に「延長する履行期間について、」を加える。

第26条第1項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改め、第2項中「あつては、甲」を「あつては発注者」に、「あつては、乙」を「あつては受注者」に

改める。

第27条中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改める。

第28条及び第29条第2項中「責」を「責め」に改める。

第29条第3項中「甲乙協力」を「発注者及び受注者は協力」に改める。

第30条第1項中「第23条まで、第25条」を「第25条まで」に改め、「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改め、第2項中「前項の業務委託料」を「同項の業務委託料」に改める。

第31条第4項中「支払」を「支払い」に改める。

第32条（見出しを含む。）中「支払」を「支払い」に改め、第3項中「責」を「責め」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

第34条及び第35条第1項中「支払」を「支払い」に改める。

第36条中「支払に」を「支払いに」に改める。

第36条の2第3項中「前項の確認」を「同項の確認」に改め、第5項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改め、第7項中「支払」を「支払い」に改める。

第37条第3項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改める。

第37条の2第1項中「支払の」を「支払いの」に改める。

第37条の3中「支払」を「支払い」に改め、第1項中「第34条及び」を「同条及び」に、「本条」を「この条」に改め、第2項中「前項の規定」を「同項の規定」に改め、第3項及び第4項中「第1項の規定による」を「同項の規定による」に改める。

第37条の4第1項及び第2項本文中「支払」を「支払い」に改め、第2項式中「前年度」を「前会計年度」に改める。

第38条第2項及び第39条第1項中「支払」を「支払い」に改める。

第41条中「責」を「責め」に、「支払」を「支払い」に改める。

第41条の2第1項中「第8条第1項」を「第8条」に改める。

第42条第1項本文中「一」を「いずれか」に改め、「するときは、」の次に「この」を加え、第1号中「責」を「責め」に改め、第3号中「契約の」を「この契約の」に改め、第3号の次に第4号として次の1号を加える。

四 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。

以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと

認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第42条第2項及び第3項中「契約」を「この契約」に改め、第4項中「前項の」を「第1項第1号から第3号までの規定により、この契約が解除された」に改め、「担保をもって」の次に「前項の」を加える。

第43条中「契約」を「この契約」に改める。

第44条中「契約」を「この契約」に改め、第1項本文中「一」を「いずれか」に改める。

第45条中「契約」を「この契約」に改め、第3項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改める。

第46条中「契約」を「この契約」に、「支払」を「支払い」に改める。

第49条第1項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改め、「その他」の次に「この」を加え、「甲乙それぞれが」を「発注者と受注者とがそれぞれ」に改め、第3項の次に第4項として次の1項を加える。

4 発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

[注] 第4項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。

第50条中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改める。

3. 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）の一部改正

別冊建築工事監理業務委託契約書中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「甲乙間」を「発注者と受注者との間」に、「かし」を「瑕疵」に改める。

頭書本文中「ものとする。」の次に「また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。」を加え、「当事者」を「発注者及び受注者が」に改め、注書きとして次の一文を加える。

[注] 受注者が設計共同体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、設計共同体の名称並びに設計共同体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

第1条第1項中「(以下「甲」という。)」及び「(以下「乙」という。)」を削り、第4項及び第10項中「甲乙協議」を「発注者と受注者との協議」に、第6項中「支払」を「支払い」に改め、第10項の次に第11項として次の1項を加える。

11 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第4条第1項本文中「一」を「いずれか」に改め、第3号中「支払」を「支払い」に改め、「前払」の次に「金」を加える。

第6条第2項中「の履行を行う」を「を履行する」に改め、「閲覧させ」の次に「、」を加える。

第8条第2項第4号及び第11条中「契約」を「この契約」に改める。

第13条中「甲乙協議」を「発注者と受注者との協議」に、「責」を「責め」に改める。

第14条第1項本文中「次の」の次に「各号の」を加え、第1号中「除く。）」の次に「。」を、第2号から第4号までの規定中「こと」の次に「。」を加え、第5号中「生じたこと」の次に「。」を加え、第2項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第15条中「本条」を「この条」に改める。

第18条第1項中「責」を「責め」に改め、同条に第2項として次の1項を加える。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条第2項中「あるときは、」の次に「延長する履行期間について、」を加える。

第20条第1項中「甲乙協議」を「発注者と受注者が協議」に改め、第2項中「あつては、甲」を「あつては発注者」に、「あつては、乙」を「あつては受注者」に改める。

第21条中「甲乙協議」を「発注者と受注者が協議」に改める。

第22条及び第23条第2項中「責」を「責め」に改める。

第23条第3項中「甲乙協力」を「発注者及び受注者は協力」に改める。

第24条第1項中「第17条まで、第19条」を「第19条まで」に改め、「甲乙協議」を「発注者と受注者が協議」に改め、第2項中「前項の業務委託料」を「同項の業務委託料」に改める。

第25条第4項中「支払」を「支払い」に改める。

第26条（見出しを含む。）中「支払」を「支払い」に改め、第3項中「責」を「責め」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

第27条第1項中「工期」を「履行期間」に改め、第3項中「前項の確認」を「同項の確認」に改め、第6項中「甲乙協議」を「発注者と受注者が協議」に改め、第7項中「支払」を「支払い」に改める。

第27条の2第1項中「支払の」を「支払いの」に改める。

第27条の3第1項、第28条第2項及び第29条第1項中「支払」を「支払い」に改める。

第30条第1項中「責」を「責め」に改める。

第31条中「責」を「責め」に、「支払」を「支払い」に改める。

第31条の2第1項本文中「乙が」を「受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が」に改め、第1号から第3号までの規定中「第8条第1項」を「第8条」に改める。

第32条第1項本文中「次の」の次に「各号の」を加え、「するときは、」の次に「この」を加え、第1号中「責」を「責め」に改め、第3号中「契約の」を「この契約の」に改め、第3号の次に第4号として次の1号を加える。

四 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第32条第2項及び第3項中「契約」を「この契約」に改め、第4項中「前項の」を「第1項第1号から第3号までの規定により、この契約が解除された」に、「甲」を「、発注者」に改め、「担保をもって」の次に「前項の」を加える。

第33条中「契約」を「この契約」に改める。

第34条中「契約」を「この契約」に改め、第1項本文中「一」を「いずれか」に改める。

第35条及び第36条中「契約」を「この契約」に改める。

第39条第1項中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改め、「その他」の次に「この」を加え、「甲乙それぞれが」を「発注者と受注者とがそれぞれ」に改め、第3項の次に第4項として次の1項を加える。

4 発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

[注] 第4項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。

第40条中「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改める。

4. 「建設コンサルタント業務等における違約金に関する条項の制定について」（平成15年5月15日付け国地契第18号）の一部改正

別紙中「乙」を「受注者」に改め、「（設計共同体にあつては、その構成員）」の下線を削り、「甲」を「発注者」に改め、注書きを削り、「第8条第1項」を「第8条」に改める。